悪意の受益者と提携 ATM 手数料が争点となった 本人訴訟による過払金返還請求の一事例

佐 田 吉 隆 (受付 2019年10月31日)

I問題と目的

1. 多重債務による自殺問題

返済困難な借金を抱えている人は、経済的な問題だけでなく、離婚などの家庭問題を始め複数の問題を抱えている人が多く、ストレスによる精神的な不調に陥りやすい状態にあるといわれている。例えば、中村ら(2010)が、栃木県警から提供を受けた2007、2008年の自殺データを解析した結果、経済・生活問題が20~60歳代の男性で圧倒的に多く、中でも多重債務が多かった。中村ら(2010)は、いわゆる消費者金融に関する規制なども重要な課題であろうと述べている。また、日本財団いのち支える自殺対策プロジェクト(2016)においても、多重債務等の負債を経験したことのある人の自殺リスクは、そうでない人より高いことが分かっている。

また多重債務の原因は、消費者金融業者の高金利にあったことは明らかである(名古屋消費者信用問題研究会、2009)。その後、長引く不況の影響もあって、借金苦による自殺等もマスコミに取り上げられるようになり、多重債務が深刻な社会問題となっていった。他方でそれに伴い、多重債務問題者救済のための法制度も、少しずつではあるが改善されていった(野口、2014)。

深刻な多重債務問題解決のため、2010年6月18日に改正貸金業法が完全施行となった。これは「金利規制の強化」として、(ア)出資法の上限金利を年29.2%から年20%に引き下げる。(イ)利息制限法の制限金利(年15~20%)を超える利息の契約を禁止し、違反する場合は行政処分の対象とする。(ウ)貸金業規制法43条のみなし弁済規定(グレーゾーン金利を有効とみなす規定)を廃止する。(エ)日賦貸金業者(日掛金融)などの特例金利を廃止する。(オ)保証料も利息と合算して規制する。また「参入規制の強化」として、貸金業登録に必要な純資産額を5,000万円以上とする。さらに「過剰貸付規制の強化」においては、総量規制を導入し、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付を原則禁止するものである(宇都宮・原、2013)。なお「借入総額」が返済能力を超えることに加えて、特にリボルビング契約については、元本の返済が進まず、「借入期間」が長くなってしまう商品性が問題視されて

おり、貸金業協会の自主規制ルールに、リボルビング契約の最低返済額等に関するルールも 盛り込まれた(ルールは金融庁の認可対象)。

日本弁護士連合会会長(当時)の山岸(2012)は、同法の完全施行がなされてから2年が経過した時点において、「5社以上の借入れを有する多重債務者が法改正時の230万人から44万人に激減し、自己破産者は17万人から10万人に、多重債務による自殺者は1,973人から998人に半減するなど、同改正は多重債務対策として大きな成果を上げている」との声明を出している。

2. グレーゾーン金利とみなし弁済

利息制限法 1 条 1 項は、①元本が10万円未満の場合は年20%、②元本が10万円以上100万円未満の場合は年18%、③元本が100万円以上の場合は年15%を上限利率(法定利率)と定め、この範囲を超えた利率を課した場合は、その超過部分について無効としている。しかし罰則の規定はなかった。

出資法の制限利率は、貸金業者の社会的問題の惹起が相次いだために懲罰的処置が講じられ、制限利率が段階的に引き下げられるようになった。商工ローン・商工ファンド問題を契機に、2000年からは年29.2%に引き下げられた。この「出資法」の年29.2%と「利息制限法」の年15%~20%との差が「グレーゾーン金利」であった(図1)。

異なった利率を掲げた二つの法律が、なぜ併存していたのか。出資法は「刑事罰」、利息制限法は「民事的な救済」(利息制限法上限金利15~20%を超えたら民事上無効)を規定した法律であったためといわれている(小川、2007)。

また、貸金業規制法43条1項に「みなし弁済」が規定されていた。これは、利息制限法の金利以上の利率の貸金契約を行った際に「17条」に定める書面を、弁済を受けた際に「18条」に定めた書面を債務者に交付しなければならないと規定していたものである。これらを法の

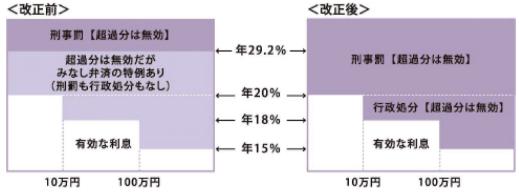


図1 金利規制の仕組み(宇都宮・原, 2013)

趣旨に則って交付されている場合は、利息制限法に定めた利息以上の金額を支払ったとしても、有効な利息の支払いとみなすという条項であった。つまり、この「みなし弁済」条項が利息制限法と出資法の金利の差に「橋を架けた」(小川、2007)恰好になり、その後ほとんどの消費者金融やクレジットカードのキャッシング利息は、これに則って出資法の上限金利ギリギリに収まる利率という構成になった。

しかし法律専門家の努力や市民運動の結果(野口,2014),2003年以降,みなし弁済規定の要件(利息制限法の例外として,貸金業規制法43条では①任意性と②一定の書面要件を満たせば有効な弁済=いわゆるグレーゾーン金利)を厳格に解釈すべきとの最高裁判所の判決が相次いだ。

そして、「期限の利益喪失特約が付されていれば任意性を否定し、有効な弁済とならない」とする最高裁2006(平成18)年1月13日判決〔シティズ判決〕(後藤,2007)をもって、「みなし弁済」規定の条件を満たして貸付けをしている業者は皆無とされることがはっきりし、みなし弁済が成立する可能性はなくなった(名古屋消費者信用問題研究会、2009:2014)。

また前項で述べたように、みなし弁済規定の要件を厳格に解釈すべきとの最高裁判決の流れを受け、2006年12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」により、貸金業法のみなし弁済規定(43条1項)も廃止され、出資法の上限金利が20%に引き下げられることとなった(2010年6月18日施行)。この改正法により、グレーゾーン金利は消滅することになった。

3. 過払金返還請求バブル

最高裁2006年1月13日判決以降,次々と借り手側に有利な最高裁判決が出されるに至り, 現在では,過払金返還請求訴訟については借り手側が圧倒的に有利な状況にある(名古屋消費者信用問題研究会,2009)。すなわち裁判になれば,借り手側が勝訴する場合が圧倒的に多いというのが実情である。借入金を完済してから10年以上経過している場合は時効となり,請求権は消滅するが,それ以外は返還請求できる可能性が高い。この点,笠虎(2010)は,最高裁判決は原則禁止の遡及効を及ぼしたと批判している。

その結果、過払利息の返還請求が急増し、電車内の広告は過払金返還相談の弁護士・司法書士の広告だらけになり、弁護士事務所がテレビ CM をするほど、多くの弁護士や司法書士が過払金バブルに陥った(ノンバンク問題研究会、2014)。2000年から弁護士の広告が解禁になったことも、バブル発生に一役買った(白川、2012)。笠虎(2010)によると、過払い金返還請求の弁護士・司法書士の報酬は、過払金のうち20~40%を手数料として取っていた。また、空前のバブルの裏でトラブルも急増した(笠虎、2010;ノンバンク問題研究会、2014;白川、2012)。

しかし、2011年2月の日本弁護士連合会による「債務整理事件処理の規律を定める規程」の制定により、名古屋消費者信用問題研究会(2014)によると、過払金回収の弁護士費用は、貸金業者1社につき着手金2万円+報酬金2万円+回収できた金額の20%とする弁護士が多いようである。

4. 本研究の目的

筆者は法律の専門家では全くないが、多重債務を相続した法定相続人の「訴訟代理人」を 経験した。その事例をもとに、次章以降では「本人訴訟」の立場での過払金請求についての 諸問題について考察を深めたい。

なお本人訴訟とは、民事訴訟で弁護士や司法書士に頼まず、自分で訴訟行為を行うことをいう。過払金返還請求という行為自体は、現在では少し勉強すれば債務者本人でも行うことができる。そのため、過払金返還請求のノウハウを解説した書籍(例えば、名古屋消費者信用問題研究会、2009; 2014)が、書店で売られている。

2017年の統計によると、請求額140万以下の訴訟を扱う簡易裁判所では、弁護士等の選任 状況は近年減少傾向にあり、「金銭を目的とする訴え」のうち「過払金等」138,254件の72.3% (99,917件)が、原告、被告双方とも「当事者本人によるもの」であった(日本弁護士連合



図 2 民事第一審通常訴訟事件の金銭を目的とする訴えのうち過払金等事件の弁護士等選任状況 (簡易裁判所)(日本弁護士連合会, 2018)

会, 2018)。すなわち, 簡易裁判所における「過払金返還請求」訴訟の大多数は, 本人訴訟で行われている(図2)。

また裁判の代理人に関しては、民事訴訟法54条(訴訟代理人の資格)に次のように書かれている。

「法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人 となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者 を訴訟代理人とすることができる。」

Ⅱ事例の経過

1. 自治体の無料相談: X 年11月~X+1年1月

借金やクレジット・消費者金融等による多重債務については、弁護士会や司法書士会が主催する自治体の相談窓口で、無料で相談を行っているところが多数ある。

筆者は、2ヶ所の弁護士会法律相談センターでそれぞれ2~3回ずつ相談させて頂いたが、いずれも40分間無料であった。本件の法定相続人においては、もともと「借りた金は必ず返さなければならない」と、相続放棄(相続開始があったことを知った日から3ヶ月以内)の意思はなかったのであるが、改めて相続放棄について確認してみる上では、大変参考になった。なお、相続放棄の手続きをした後では、過払金返還請求(返金を受ける権利)を行うことはできなくなる。

ただし、弁護士会所属の弁護士が交替で相談に応じて頂けるため、弁護士との相性もあると感じた。後日(X+1年1月)過払金返還請求についても相談させて頂いたが、ある弁護士からはノウハウの蓄積があるという理由で、大量宣伝事務所(テレビ・ラジオ CM や電車・バスの吊り広告、新聞や新聞の折り込みチラシで頻繁に宣伝を行っていた)の名前がいくつか挙がった。どうにも納得行かなかったので、別の弁護士会法律相談センターで相談した結果、弁護士など専門家に頼まなくても、自分で過払金を取り戻せるようにと、具体的かつ詳細なアドバイスを頂くことができ、その後の本人訴訟を行う決め手にもなった。

2. 業者に対する取引履歴の請求:X年12月

まず過払い金の有無や金額を確認するために、取引をした貸金業者に対して取引履歴(過去の借入れ・返済の日付と金額の一覧表)を請求する。貸金業法19条の2は、貸金業者に債務者または債務者であった者に対して取引履歴を開示することを義務づけており、借り手は理由は何であれ開示請求できる。

取引履歴の開示請求は、貸金業者に文書を送って請求すればよいが、最近は電話でも本人

確認ができれば取引履歴を郵送してくれる貸金業者があり、貸金業者の対応の変化により苦労することは比較的少なくなったようである(名古屋消費者信用問題研究会、2014)。

そこで X 年12月,大手貸金業者 A 社,その子会社 B 社,かつて A 社の子会社であったクレジット・信販業者 C 社の各社に対して,電話で契約当初からのすべての取引履歴の開示を求めた。

A 社からは「戸籍全部事項証明書」写しのみ, B 社は「取引内容開示申請書」, C 社は「個人情報開示申請書」と, それぞれ「戸籍全部事項証明書」写しと申請者の本人確認書類(写し)を返送するよう返信用封筒が届いた。そこで必要事項を記入し, 免許証のコピーなど本人確認に必要な書類を同封して, 業者に返送した。

この請求に対し、消費者金融業者・クレジット会社から、 $2 \sim 4$ 週間のうちに詳細な取引履歴の送付があり、その資料をもとに利息制限法の利率で引き直し計算を行った。

2.1 A 社「お取引照合表」の開示: X 年12月

A 社から取引履歴の開示を得た。貸金業者に対して借り手が取引履歴の開示を求めると、過払金が発生している顧客に対しては「ゼロ和解」「減額和解」の提案をしてくる場合がある(名古屋消費者信用問題研究会、2014)。「ゼロ和解」とは「借金もなし、過払金もなし」という合意のことで、過払金が発生しているのであれば借金がないのは当然で、したがって「ゼロ和解」とは「過払金返還請求権の放棄」ということになる。

X+1年1月にA社から「債権放棄通知書」が届き、「確認票」に記入の上返送を求められたので(いわゆるゼロ和解)、いくらかの過払金が存在しているのではないかと予測することもできた。

2.2 B社「お取引照合表」および C社「ご利用内容一覧」の開示:X年12月

B社および C 社からも、取引履歴の開示を得た。グレーゾーン金利については、貸付金利を利息制限法以下に抑えていた貸金業者もあり、その場合、業者からの借入は利息制限法の範囲内の18%であるので過払金が生じることはないが、B 社は利息制限法の法定金利(年利15~20%)以下で貸付けをしていたことが判明し、引直計算をしても残元金は減らなかった。

3. 取引履歴にもとづく引き直し計算

取引履歴に記載されている情報をもとに、利息制限法の上限金利で計算し直す「引き直し計算」を行い、過払金額を把握する。引き直し計算には電卓では困難が伴い、利息計算ソフトが欠かすことができないが、司法書士外山敦之氏が開発した「利息計算ソフト(Ver.3.94)」(http://www.Adlitem.or.jp/)や、弁護士角田淳氏の「利息計算ソフト(vol.2.31)」(http://www.

		Fs	月期	~ 12	~ A^ A	` ≡	校閱 表 三 章 記 三 三 章 配置		6 9 🗒 🖚 🖚	り 付き書式 ~ ブルとして書式: のスタイル ~ スタイル	idde - Se		٠	アコメント	
4	A	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	K	L	И	N	
		利息制限法に基づく法定金利計算書													
			(1円未満切捨。	利息計算は問	日年を366	日とする			日とする。)						
		債務者;					過払利率	5%							
		会員番号; 貸金業者;					作成者;								
											過払利息	元利金(マイナスは	厂初日宜入		
		年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	残額	過払元利金)	○ 過払利率05	N ● 5N ● 6N	
	1				0.18				0			0			
	2				0.18	0	0	0	0	0	0	0			
	3				0.18				0		0	0			
	4				0.18		0		0		0	0			
	5				0.18		0		0		0	0			
	6				0.18		0		0		0	0			
	7				0.18		0		0	×	0	0			
	9				0.18		0		0		0	0			
3	10				0.18		0		0			0			
1	11				0.18		0		0			0			
3	12				0.18	**********	0		0		0	0			
9	13				0.18				0			0			
-	10	利息記	1 (+)	L	V.10	- V		<u> </u>		4			4	Þ	

図3 弁護士角田淳氏の利息計算ソフト (vol. 2.31)

kabarai.net/index.html および名古屋消費者信用問題研究会 (2009, 2014, 2017) の CD-ROM に収録) などが、実務家に大変評価が高く、フリーウェア(エクセルシート)として公開されている (小川、2007; 名古屋消費者信用問題研究会、2014)。

計算書の「年月日」「借入金額」「弁済額」の欄に入力後、両ソフトを用いた結果として算出された過払額(「残元金」欄に赤でマイナスの数字が表示)は、ほぼ同じであったが(数円程度の誤差はみられた)、「名古屋式」だと過払い分の利息 5 %が次回の借り入れに充当される計算になり、閏年も計算される。マクロや分析ツールは使用していないので、エクセルの初期設定のままで動作する。「外山式」では、マクロを有効にする必要があり、次回の借り入れに充当させるかどうかや閏年の計算等を選択することができる(デフォルトでOFFのため注意が必要)。今回は、無料相談の弁護士からも推薦を受けた「名古屋式」で引き直し計算を行った(図3)。

利息制限法で引き直し計算すると、A 社とC 社キャッシングのいずれも「少額」の過払金が発生していることが分かった。なお、引き直し計算の結果は裁判においても証拠となり、後述のC 社のように業者が引き直し計算の結果を開示してくることは稀なので、慎重に入力してゆく必要がある。

3.1 クレジットカードでローンやキャッシング,ショッピング等が混在している場合の引き直し計算

クレジット・信販会社も消費者金融と同様、貸金業法の適応を受ける貸金業者である。したがって、クレジット・信販業者にも顧客との取引履歴を記録した帳簿の保存義務(貸金業法19条)、取引履歴の開示義務(同法19条の2)がある。そこで、クレジット・信販会社を相手として過払金の返還請求をする場合にも、まず全取引履歴の開示を求める。

ショッピングは立替払い契約であり、キャッシングは金銭消費貸借契約であるので、法的には性格が異なる。そこで、リボルビング方式の借入れと翌月一括払いのマンスリークリア方式の借入れの両方の取引経過を1本にまとめて計算し、最終的にキャッシングについて過払金が発生していた場合には、ショッピングの未払金から差し引いて過払金の残高を確定するという方法で計算する(名古屋消費者信用問題研究会、2009; 2014)。

この点について筆者は、ショッピング未払金の完済後、過払金の請求をすべきと誤解していたが、弁護士会法律相談センターの無料相談で、過払金でショッピング未払金を相殺する

【書式6】 過払金返還請求通知書 過払金返還請求通知書 私(生年月日昭和40年〇月〇日、会員番号123-〇〇-05)は、貴社との、継続的金 銭消費貸借取引について以下の通り通知、請求いたします。 さて、私と貴社の金銭消費貸借取引につき、その取引履歴を利息制限法所定の法定利率 に従い、引直計算させていただきますと既に金●●円の過払金が発生しております(過払 利息5%含む)。計算書は、後刻ファクシミリにて送信いたします。 (なお、貴社は、○年○月以前の取引履歴を開示されないので、それ以前の部分は私の記 憶と手持ち資料により計算させていただきました。) (貴社は、10年間分の取引履歴を開示するのみですが、その取引履歴を前提として利息 制限法の定める法定金利に従い引き直し計算しても金・・・円の過払金が発生しておりま す。) (カッコの中は使い分ける) よって、上記、過払金につき返還の請求をします。 本書面到達後、14日以内に上記金員を下記銀行口座までお支払い下さい。 万一お支払いなき場合は、民事訴訟にて請求いたします。なお民事訴訟において請求す る事となった場合は、上記過払金額に加えて、遅延損害金、訴訟費用、も含めてご請求さ せていただくことを念のため申し添えておきます。 〇〇年〇〇月〇〇日 ◆◆銀行 名古屋支店 普通預金 口座番号 1230×××× 口座名義; 引直完了 (ヒキナオカンリョウ) 住所 〒457-・・・・愛知県名古屋市再生区過払1丁目2-3 引直完了 通知人 東京都千代田区〇〇4丁目5-6 ・・ビル3階 被通知人 アコミス株式会社 債権管理課 御中

図 4 【書式6】過払金返還請求通知書(名古屋消費者信用問題研究会)

方法を勧められ、後述のように結果的に早期の和解につながったと思われる。

4. 過払金返還請求通知書の送付:X+1年1月

業者は、進んで過去に借り手から取り過ぎた金利分を自主的に返還しようとはしない(名 古屋消費者信用問題研究会、2014)。そのため法定金利により引き直し計算を行った結果、 過払金が発生していたら、その業者に対して計算結果をプリントアウトして過払金の請求書 と一緒に郵送し、まずは過払金の返還請求を行う必要がある。

そこで消費者金融業者各社に対し、名古屋消費者信用問題研究会(2009、2014)の収録 CD-ROM および http://kabarai.net/format/index.html からダウンロードできる「過払金返還請求通知書」の書式(図4)を参考に、過払金返還請求を通知する書面を、配達証明を付した内容証明郵便で発送した。文書で通知する目的は、業者に対し過払金の返還を求める意思をはっきり伝えることにあり、業者が請求書一枚で過払金全額を支払ってくることは、まずありえない。内容証明郵便を利用する場合、配達証明を付するのを忘れないようにする(名古屋消費者信用問題研究会、2009)。

この後は業者との交渉になる。利用者からの請求に対して素直にすぐ返還する業者はほとんどいないのが実態であり、返還金がかなり減額されて和解を迫られたり、返還を拒否されて訴訟になったりするケースも多いという。また近時は、そもそも弁護士や司法書士からの請求でなければ返還に応じないという業者が増えており、過払金を回収するためには裁判をする他ないというのが実情である(名古屋消費者信用問題研究会、2009)。

そこで、過払金の支払請求書を送って4.5日したら、こちらから業者に直接電話をした。

4.1 C社との和解: X+1年2月

クレジット・信販業者 C 社は、すんなりと満額和解に応じた。しかも業者で引き直し計算した結果、筆者が計算した支払日までの過払元利金(過払い分の利息 5 %)の104.5%の額になるという。X+1 年 2 月、法定相続人がショッピング未払金から過払金の残高を差し引いて支払うとする「和解契約書」が業者から 2 通送付されてきた(1 通は法定相続人が押印後、返送)。前述の弁護士会法律相談センターの無料相談で、過払金でショッピング未払金を相殺する方法を勧められたが、それが結果的に早期の和解につながったのかもしれない。

4.2 返還に応じない A 社: X+1年2月

しかし、借り手本人が自分で「消費者金融業者」に対して過払金返還交渉をする場合、業者もすんなりとは過払金を返さないことが多い。また当然のことながら、消費者金融業者はできるだけ低い支払金額での和解を求めてくる(名古屋消費者信用問題研究会、2009)。

X+1年2月、A社から「非通知」で電話があった。A社は大手金融グループであるため、少額かつ C社の例もあり早期の和解が期待されたが、「相続放棄していない証明をして下さい」「相続人本人でないと、何もお話しできません」との回答であった。

なお「相続放棄していないことの証明」については、後日家庭裁判所に相談したが、「相続 放棄申述受理証明書」のみ発行可能であるとして断られている。また返還額については、法 定相続人に「お願いさせて頂く」と繰り返すばかりで、裁判してもらって構わないと言う。 「話し合いで解決できないなら、弁護士に頼んで裁判を起こします」という強い態度で、交渉 に臨む必要があったが、(減額しても)返還するとは決して言わなかった。X+1年1月の 「ゼロ和解」から、簡単には譲らないものと推察された。

山本(2009)は A 社について、「個人様からの請求はお受けできない」と、訴訟を提起して欲しいと電話が来たと書いているが、A 社に対しては「ゼロ和解」以外、訴訟なしには解決しないように思われた。

小川 (2007) は、示談で任意に返還に応じない業者に対しては、裁判をする負担はあるが、もはや示談交渉に時間をかけるよりも、裁判による早期解決に踏み切るべきであると述べている。裁判を起こすとなると、時間もお金もかかる。仕事も休まなくてはならない。弁護士に頼めばその費用もかかる。また本人訴訟となれば、専門的な知識が必要となってくる。印紙代、切手代や、訴状を作成し資格証明書を手に入れるなど、お金と時間と労力が必要となるなどの負担を強いられる。

ただし、過払金返還請求訴訟の訴状の作成は簡単な部類に入り、訴訟提起までならば弁護士の手を借りずとも自分でも可能であり、裁判の進め方はけっして難しくないという(名古屋消費者信用問題研究会、2009;山本、2009)。なお、名古屋消費者信用問題研究会(2009;2014)は、弁護士など専門家に頼まなくても、自分で借金を減らしたり過払い金を取り戻せるようにと、弁護士によって書かれたものである。

III 訴訟概要

1. 簡易裁判所への訴状の提出: X+1年2月

過払利息にもとづく不当利得返還請求訴訟は、多くの場合、原告の住所地を管轄する裁判所に訴を提起することになり、過払金の請求金額(訴額)が140万円以下であれば簡易裁判所、140万を超えれば地方裁判所に裁判を起こすことになる。なお訴額には、利息と遅延損害金は含まれない。

訴訟の提起にあたっては、消費者金融の代表者の資格証明書を準備して、訴訟に必要な証拠資料を備え、訴状を作成することになる。名古屋消費者信用問題研究会(2009, 2014)の

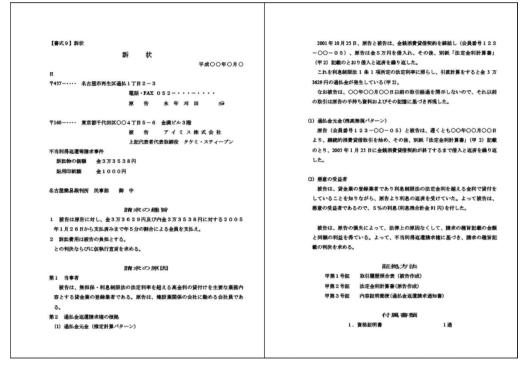


図 5 【書式9】訴状(名古屋消費者信用問題研究会)

収録 CD-ROM および http://kabarai.net/format/index.html からダウンロードできる「訴状」の書式(図 5)を参考に作成した。

原告(提訴する側)の提出する書類の証拠(書証)は,「甲第1号証」から順に数字を振っていく。ちなみに、被告(消費者金融業者)は「乙第1号証」からとなる。

今回「甲第1号証」としては、被告(業者)が送ってきた「取引履歴照合表」、「甲第2号証」は入力して作成した「利息制限法に基づく法定金利計算書」、「甲第3号証」として「過払金返還請求通知書」(内容証明郵便)を付けた。また、被告となる消費者金融業者が実際存在していること、その業者の代表取締役が誰であるかを確認するため、法務局から交付を受けた「履歴事項全部証明書」の原本を、訴状と一緒に簡易裁判所に提出する必要がある。裁判所の指示で「戸籍全部事項証明書」と「改製原戸籍」の写しも添付した。

さらに、訴えを起こす場合は、申立手数料と被告(相手方)の呼出しなどを行うための郵便料金が必要である。申立手数料は手数料相当額の収入印紙を訴状に貼り、郵便料金は所要額を郵便切手で納めた(被告1名では5,240円であった)。また、500円の収入印紙を貼った「代理人許可申請書」も提出した。

簡易裁判所に訴状を提出すると,裁判所が訴状の記載内容を審査し,不備や誤記等があっ

た場合には、書記官を通して訂正や補充の指示がある。裁判は平日にしか行われず、自分の都合のよい日を告げ、第1回目の裁判期日は訴状を裁判所に提出した後、おおむね1ヶ月~1ヶ月半後に指定される。期日が決まると、「期日呼出状」が送付される。

2. 第1回口頭弁論期日: X+1年3月

原告(法定相続人)は、裁判の期日には必ず出頭しなければならないが、他方、被告(消費者金融業者)にとって第1回の裁判期日は、希望を聞かずに一方的に指定されるものなので、事前に「答弁書」を提出しておけば欠席することが可能である。被告は裁判に出頭しなくても、答弁書の内容を述べたと同じ扱いをされる(これを「陳述擬制」という)。なお、裁判の冒頭、「代理人許可申請」が認められた。

一方被告は出席せず、訴状に対する反論として「1.原告の請求を棄却する。2.訴訟費用は原告の負担とする。との判決を求める」という「答弁書」を提出してきた。しかし被告の主張は「被告は話合いによる解決を希望致します。」との定型文であったため、この時点では、次回あたり和解になると思われた。業者側も、敗訴判決を避けるため裁判前の強硬な姿勢を軟化させて、一転、和解のために妥協してくることもあるという。裁判官からも「和解金額を考えておいて下さい」と言われた。また、次回から裁判官が変更になると告げられた。消費者金融業者が欠席している場合、第2回裁判期日を決めることになる。

3. 第2回口頭弁論期日: X+1年4月

被告はやはり出席せず、「被告第1準備書面」と「乙第1号証」として「ATM領収書兼ご利用明細書書式付データ」写し(計206ページ)、「乙第2号証」として「貸金業規制法第17条要件一覧表(ATM明細書)」写し、「乙第3号証」として「貸金業規制法第18条要件一覧表(ATM明細書)」写しが提出されてきた。大量宣伝事務所のホームページには、A社は第2期日前に満額和解してくると書いてあることが多いが、本人訴訟の場合とは異なると思われる。

書証として17条書面・18条書面の写しがどっと提出されると、一瞬恐怖を覚えるが、原告側も「準備書面」で反論していく必要がある。そこで、名古屋消費者信用問題研究会(2014;2017)や、同研究会ホームページの「参考準備書面」(http://www.kabarai.net/issue/index.html)等を参考に作成した。民事訴訟においては「口頭弁論は、書面で準備しなければならない」(民事訴訟法161条)とされている。つまり、訴訟の当事者が次の口頭弁論で陳述しようとする事項をあらかじめ記載して裁判所へ提出する必要がある。また、相手方に送達しておく書面を準備書面という(民事訴訟規則79条)。

なお次回期日は、被告は電話会議による裁判上での和解を希望してきた。

3.1 争点 1 相続にかかる事実関係が不明瞭であること

これまで、取引履歴を請求する際に「戸籍全部事項証明書」写しを提出し、A 社から「債権放棄通知書」が届いているにもかかわらず、「死亡した事実」や、原告が法定相続人であることについては「不知」と主張してきた。その意図は、今もって不明である。

被告の主張:「原告は、全部事項証明、改製原戸籍、除籍、原戸籍等の書類を一切提出しておらず、相続放棄等の相続人の相続にかかる意思表示の有無等が不明瞭である以前に、原告の相続にかかる事実関係が確認できない。・・・したがって、被告は原告に対し、相続放棄していないことを証明する旨の書面の提出を強く要請するものである。」

実際、被告から「相続に関する書類提出に係る上申書」が提出された。この内容は、「被告第1準備書面に記載のとおり、原告が相続人であることを証明するための、以下の書類について提出を求めます。・全部事項証明・改製原戸籍・除籍謄本・原戸籍・相続放棄不受理証明書」であった。この点について、裁判官の指示で「戸籍全部事項証明書」と「改製原戸籍」の写しを、「甲第4号証」「甲第5号証」として提出した。また、「第1準備書面」で以下のように反論した。

原告の主張: 『原告代理人は、被告からの・・・郵便書面(甲第6号証)添付の返信用封筒にて、戸籍謄本を返送した。その後被告から・・・「債権放棄通知書」が届いている(甲第7号証)。その中で「会員資格の抹消と、ご融資金請求権の放棄」がはっきりと通知されている。死亡した事実が不知であるなら、このような手続きができる筈もなく、戸籍謄本等で確認したことは明らかである。「相続放棄していないことを証明する旨の書面」については・・・「相続放棄申述受理証明書」のみ発行可能であることを確認している。』

3.2 争点 2 提携 ATM 利用時の手数料について

「みなし利息」自体が、実際に問題となる例は多くはなく(阿部・阿部、2018)、「ATM 手数料が原告の弁済額に含まれるか」については、少数の下級審判決が認められる程度である。数百円単位と、金額としては少額になることが多いため、あまり問題にならないと思われる。

被告の主張:「原告は・・・被告が受けた元本以外の金銭をすべて利息とみなし、引直計算を行っている。しかし、営業的金銭消費貸借においては、債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料については、みなし利息に含まれない(利息制限法第3条但し書き、同第6条2項3号、利息制限法施行令第2条)。・・・以上のとおりであるから・・・提携ATM手数料は、みなし利息にはあたらず、弁済金には計上されない。この点、原告の主張は、この事実を看過したものである。」

この点について、「第1準備書面」で以下のように反論した。

原告の主張:「ATM 手数料が発生した時点では、借主には既に過払金が発生していること

から、弁済する義務がないのに支払った ATM 手数料について、不当利得に当たることは明らかであり、弁済額から控除する理由はない(東京地判平成28年2月8日、平成26年(ワ) 第28730号/平成27年(ワ) 第4997号)。また被告は、被告と提携する金融機関に対して手数料を現実に支出したことを立証すべきである。

3.3 争点 3 悪意の受益者について

「悪意」とは、「悪質」「悪徳」といった意味ではなく、法律上の原因がない不当利得であることを知っている(認識している)という意味であり、過払金についていえば、貸金業者が制限超過利息で貸し付けていることを認識していれば、悪意ということになる(名古屋消費者信用問題研究会、2014)。民法704条は、「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない」と定めている。最高裁2007(平成19)年2月13日判決(判例タイムズ1236号99-103頁、2007)は、過払利息の利率について5%と判断した。

また、最高裁2007(平成19)年7月13日判決(判例タイムズ1252号110-119頁,2007)は、みなし弁済規定の適用がない場合、貸金業者は民法704条の悪意の受益者であると推定されると判示した。ただし、みなし弁済の適用があると認識し、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある場合に限って、悪意推定が覆滅するとした。前述のように、みなし弁済が成立するためには、貸金業法43条,17条,18条に定められた細かい多くの条件を「すべて」充たさなければならない。

悪意受益者の争いに決着をつけた(名古屋消費者信用問題研究会,2017)最高裁2011(平成23)年12月1日判決(判例タイムズ1364号72-77頁,2012)は、リボ払いの場合17条書面に「返済回数、返済期間」の記載がなかったことから、悪意の受益者であると認定し、17条書面を改訂して返済期間・返済回数の記載を始めた時期につき、A社は2002(平成14)年10月と認定した。ただし取引の中に銀行振込や提携他社 ATM の利用があった場合、17条・18条書面の交付要件を欠き、みなし弁済は成立しないので、なお貸金業者の悪意推定は隠滅しない(名古屋消費者信用問題研究会、2014)。

一方で前述のように2006年1月,最高裁は、返済を怠ったときは直ちに借金残金を一括して払うという「期限の利益喪失特約」が定められている契約の場合に、みなし弁済は成立しないという判決を下した。この点、現在すべての消費者金融業者が、その使用する定型の契約書に期限の利益喪失特約を定めている。

このように「悪意の受益者」は、現在では事実上認められることのなくなった抗弁であるが、A社は、17条書面に「返済期間および返済回数」の記載をするようになった後の悪意受益者の推定を争ってくる。しかし、ほとんどの事案で悪意受益者の推定が隠滅することはない(名古屋消費者信用問題研究会、2017)。

被告の主張:『最高裁平成23年12月1日判決(平成23年(受)第407号・・・は、少なくと も平成14年10月以降の取引において被告が交付してきた17条書面については、「確定的な 返済期間、返済金額等」の記載に準ずる記載がされていたことを認めているため、その限 度において、最高裁平成19年7月13日判決(民集第61巻5号1980頁)の示す「悪意の受 益者」としての推定が覆されることになる。よって、被告が行うリボルビング方式の貸付 けを前提とする取引においては、①平成14年10月以降に取引を開始した場合、②平成14年 9月以前に取引があっても、同年10月以降の弁済によって過払の状態になった場合におい ては、平成23年判決の射程が及ばないため、その限度において、民法704条の「悪意の受 益者」の該当性が否定されると解される。・・・よって、本件取引において、平成23年判 決の上記理解が影響を及ぼす以上、法17条の記載要件を満たす取引であったということに なる。乙第1号証は、被告が営業帳簿として保存していた ATM を通じて行われた取引の 電子データを、取引当時に使用していた明細書の書式データに印字して作成したものであ る。被告は、基本契約に基づく個別の貸付けの都度・・・個別貸付けに係る17条書面を交 付した。本件取引において・・・交付された個別貸付時の ATM 明細書には、旧貸金業法 第17条1項4号の「貸付の利率」、同5号の「返済の方式」、同6号の「返済期間及び返済 回数 | が記載され、平成23年判決が述べる・・・いわゆる「確定的な返済期間、返済金額 等の記載に準ずる記載」がなされている。なお、説明資料として、被告が過去の法改正等 に合わせ、17条書面及び18条書面の記載要件を満たすべく、順次内容を改訂してきた変遷 の資料を提出する(乙第2号証、乙第3号証)。確認するが・・・(以下略)』 この点について、「第1準備書面」で以下のように反論した。

原告の主張:『・・・悪意の受益者が途中で(平成14年10月以降)善意に転換することはあり得ない。・・・被告が、悪意の受益者であることは、被告が引用した「最高裁平成23年12月1日判決」で決着がついている。また、「返済回数・返済期間」が印字できるようになった新型 ATM が、「乙第2号証」の通り平成14年10月1日をもって全国一斉に全店舗・全拠点に導入されたとは考えにくく、実際、「乙第1号証」には返済回数・返済期間が記載されていない17条書面が多数存在しており、被告にみなし弁済の適用があると認識したことにやむを得ないといえる特段の事情はなく、被告の悪意受益者の推定は隠滅しない。・・・すなわち、みなし弁済(貸金業法43条1項)の適用を立証できない貸金業者は悪意の受益者と推定され、「特段の事情」がある場合にのみ例外的に悪意推定が覆滅する。したがって、「悪意の受益者」を否定する被告において、①貸金業法43条1項のみなし弁済の摘要があるとの認識を有していたこと、かつ②そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを、主張・立証する責任がある。・・・被告が提出した「乙第1号証」は・・・「被告が営業帳簿して保存していた ATM

を通じて行われた取引の電子データを、取引当時に使用していた明細書の様式データに印字して作成したもの」すなわち再現書類(サンプル)に過ぎず、しかも本件金銭消費貸借取引の一部・・・を提出するのみである。・・・提携 ATM で弁済することが多かったところ、これらの弁済の際に書面を交付したかどうか、交付したとすればどのような書面を交付したかについては、被告から何の立証もない。かかる被告の応訴姿勢は、投げやりと言うほかなく、被告は直ちに悪意受益者の主張を撤回すべきである。なお、取引の中に提携 ATM の利用があった場合においては、17条・18条書面の交付要件を欠き、みなし弁済は成立しないので、なお被告の悪意推定は覆滅しない(東京高判平成22年9月30日、大阪高判平成23年4月20日等)。また、そのようなサンプルでは同一かどうか不明であり、・・・現実にその記載をした17条及び18条書面を交付したことの証拠とはいえず、上記基礎事実があることを認めることはできないのであるから、被告は民法704条の「悪意の受益者」であると推定され、この推定を覆すに足りる事情は認められない(名古屋高判平成23年3月11日、大阪高判平成23年4月20日、東京地判平成23年4月20日)。』

期限の利益喪失特約についての原告の主張:『最高裁平成18年1月13日判決は・・・金銭 消費貸借契約に期限の利益喪失契約がある場合には、みなし弁済の任意性の要件を欠くと の判断を示した。期限の利益喪失特約は、すべての消費者金融業者の契約書で一般的に定 められており、実際「乙第1号証」の一部の再現書類にも明記されている。すなわち、平 成18年1月14日以降は「みなし弁済」の成立が否定されるため、被告は、本取引の基本契 約書あるいは借用証書において、「任意に支払った」要件を満たす金銭消費貸借取引であっ た期間を、主張・立証する必要がある。』

4. 第3回口頭弁論期日(電話会議): X+1年6月

簡易裁判所であれば、提訴後も「司法委員」が和解の仲介をしてくれる。裁判官や司法委員からは、「最終取引日までの過払元利金+α」での和解を勧められた。原告代理人は「支払日までの過払元利金と裁判費用実費」を主張したが、司法委員から「高い」と言われた。その後司法委員と被告が、別室で電話会議を行った(原告代理人は、廊下で待つよう言われる)。被告からは和解案の提示はなく、「検討する」との回答があったそうである。

5. 第 4 回口頭弁論期日: X + 1 年 7 月

被告はやはり出席せず、「被告第2準備書面」と「乙第4号証」として「東京高裁平成23年1月26日判決(平成22年(ネ)第5749号)」写しが提出されてきた(最高裁平成18年1月13日判決の前後を問わず、被告が悪意の受益者ではないとし、悪意の受益者の判断にかかる「特段の事情」の立証にあたっては、書面の控えではなく、サンプルあるいは再現の書面でも

足りるとして、被告主張を認めた裁判例)。

また被告から、和解案の「上申書」が提出された。和解金額はキリの良い額であり、原告代理人が計算した支払日までの過払元利金(過払い分の利息 5 %)の96%であった。この金額は、司法委員が提案した額だそうである。簡易裁判所の裁判で、答弁書に和解金額が書かれており、原告もその金額で納得できる時は、裁判官は「和解に代わる決定」を出すことがある。なお「和解に代わる決定」は、異議の申立て(2週間以内)があればその効力を失う。裁判官からは、A社の和解案は「比較的条件が良い」と和解を勧められた。そこで、そのまま訴訟を続けるより、過払元利金の一部減額返還という形で「訴訟上の和解」を成立させることに合意した。司法委員から支払日について、月末から「10日」に早めるよう再度交渉してみると言われた。

5.1 争点 1 提携 ATM 利用時の手数料について

被告の主張:『・・・平成23年1月17日から,この利便性を享受しようとする利用者が,提携先ATMを使用する際に手数料を負担することになっており,この手数料は,利用者による提携先ATMの使用の対価ということができる。それゆえ,利用者が支払うATM手数料は,提携先ATMの使用の対価であって,ATMを使用することで発生する債務であるから,利息制限法上の制限利率を超過する利息の支払いではなく,使用時に過払状態にあったか否かは,全く関係ない事柄である。この点,提携先ATM手数料は,借入時にも発生しており,利息制限法上の制限利率を超過する利息の支払いでないことは明白であり,このような点からしても,過払金の発生とは全く関係ない。したがって,原告の反論は失当である。以上のことから,原告の反論はみとめられないので,ATM手数料は「みなし利息」に含まれないことを前提に,再計算するべきである。』

5.2 争点 2 悪意の受益者について

名古屋消費者信用問題研究会(2017)が指摘するように、A 社は復元(再プリント)した 大量の ATM 伝票、みなし弁済を肯定したわずかの裁判例を証拠として提出し、ATM が交付 される業務体制を構築していたと主張し(組織体制構築論)、悪意の受益者性をしつこく争っ てきた。

被告の主張:『(前略)・・・最高裁平成19年7月13日判決(平成18年(受)第276号)及び同月17日判決(平成18年(受)第1666号)が悪意の受益者性判断の基礎とするのは、貸金業者のみなし返済成立の「認識」であり、個々の17条書面及び18条書面交付の「事実」ではない。これまで述べたとおり、被告には平成14年10月以降、悪意の受益者と推定されない「特段の事情」が存在し、その具体的な内容は、被告が交付書面を改訂し、全顧客の取

引において交付する体制を整えていたことである。そして、その証拠として、被告は乙第1号証を提出した。以上により、被告の「特段の事情」の立証としては十分であると考える。この点、「みなし弁済の成否」と「悪意の受益者性の有無」は別次元の問題であり、「悪意の受益者性」の判断にかかる「特段の事情」の立証として、「みなし弁済成立要件」の立証が求められているわけではない。東京高裁平成23年1月26日判決は・・・本件と同様、ATM明細書の電子データによる立証に基づき、被告の悪意の受益者性を否定している(乙第4号証)。』

原告第1準備書面に対する被告の反論:「・・・以降の取引について、提携ATMを利用することが多かったところ、その弁済の際に書面の交付をした立証がないことを指摘する。しかし・・・既に利率が17.8%と利息制限法所定の利率以下での取引になっており(甲第1号証)、みなし弁済の規定を前提とするものでもないから、みなし弁済の成立要件や、いわゆる17条、18条書面の記載要件、これらに対する具体的認識を問題とする余地はなく、悪意の推定が働かないと解されるべきである。」

6. 和解に代わる決定: X+1年7月

X+1年7月簡易裁判所から、裁判官名で「決定」が郵送されてきた。

理由:「被告は、本件口頭弁論期日に出頭しないが、上記内容による和解を希望する旨の上申書を提出した。よって、当裁判所は、被告の資力その他の事情を考慮し、原告の意見を聞いて、民事訴訟法第275条の2により、主文のとおり和解に代わる決定をする。」

和解書を取り交わしたら、後は消費者金融業者からも支払いを待つことになる。大手の業者やクレジット会社の場合は、現時点で和解書を取り交わせば、その合意通りに支払いをしてくるようである(名古屋消費者信用問題研究会、2009)。実際 X + 1 年 9 月10日、A 社から法定相続人の銀行口座に入金があった。

IV 考 察

名古屋消費者信用問題研究会 (2017) は、「今も枝葉末節を取り上げもっともらしい理由を述べ、時に解決済みの論点を蒸し返して、訴訟の攪乱を試みるサラ金・クレジット会社が後を絶たない。驚愕すべきは、そうした愚かな貸金業者の主張に乗る裁判例が散見されることである」と述べている。実際、A社との裁判では、「悪意の受益者」のような、現在では事実上認められることのなくなった抗弁であっても、被告側に有利な判示があれば、直ちにそれに拡大解釈ないし類推解釈を行い、平然と援用してくることが多かったように思われる。このように過払金の問題は、未だ完全に解決したわけではないという現実が垣間見られた。

A社は、我が国を代表する大手金融グループにあり、コンプライアンス(法令順守)が求められる時代にあって、少額の過払金返還請求に対しても、裁判も辞さず、できるだけ低い支払金額での和解を求めて平然と争ってくることは全くの想定外であった。かつては、株価の急落と株式市場の冷え込みで、消費者金融業者の資金調達が困難になり、民事再生手続や会社更生手続に入った会社もあったように、業者の経営も厳しくなっていたのも事実である。しかし A 社は2019年3月期決算でも、当期純利益が約4倍の増収増益なのである(2019年3月期「有価証券報告書」より)。

日本銀行は2016年1月29日に、日本で初めてとなるマイナス金利政策の導入を発表した(2月16日より実施)。我が国では、銀行等が数%という低金利で主に事業向け貸出しや住宅ローンを行う一方、貸金業者は主に消費者向けに、現在でも利息制限法の20%を上限に貸出を行っている。利息制限法とて銀行金利からすれば、決して低い金利ではない。小川(2007)は「わが国のクレサラ問題、多重債務問題を解決する手立てをどうするかは難しい問題であり、これからは、銀行から金を借りるのが難しい消費生活者などが、ヤミ金融業者に巻き込まれないようにも監視すべきである」と主張する。

また金融庁「貸金業法等の改正について 多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場を目指して」では、「個々の借り手への債務整理・家計管理体制の充実や、生活再建に向けたカウンセリングは、多重債務問題の解決に非常に有効だが、現状では、多重債務者に必要なカウンセリングサービスが行きわたっていない。また、借りられなくなる人のための公的セーフティネットの検討をすべきである」と指摘している。名古屋消費者信用問題研究会(2017)は、「相談にたどり着けない債務者の生活再建を図る責務があり、そのためには、アウトリーチの責務と権限を有する自治体の徴収部署と連携し、借金の返済に苦慮する滞納者を掘り起こし、債務の圧縮、過払金の回収により生活再建につなげる取組み(生活再建型滞納整理)に加わる必要がある」と述べている。

一方,小川(2007)は、消費者金融業者だけを指弾するのではなく、あらゆる機会を通じて消費者教育にも力を入れるべきであることも提唱している。また、大谷(2010)も、高等学校におけるパーソナルファイナンス教育が必要であるとしている。

政府は、2025年までに現金を使わないキャッシュレス決済の割合を、2015年の約20%から40%に倍増させることを目標としているが、特に「リボルビング契約」については、元本の返済が進まず「借入期間」が長くなってしまう商品性が問題視されており、あらゆる機会を通じて消費者教育にも力を入れるべきであると思われる。

文 献

阿部芳久・阿部高明 (2018):貸金業と過払金の半世紀. 青林書院.

後藤 勇(2007): (1)貸金業の規制等に関する法律施行規則15条2項の法適合性 (2)債務者が利息制限法 所定の制限を超える約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を失う旨の特約の効力 (3)債 務者が利息制限法所定の制限を超える約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を失う旨の特 約の下での制限超過部分の支払の任意性の有無. 判例タイムズ, 1245, 99-107.

笠虎 崇(2010):サラ金全滅 過払い金バブル狂乱、共栄書房、

名古屋消費者信用問題研究会 (2009): 改訂新版・過払い金回収マニュアル サラ金 (消費者金融)・クレジット会社からお金を取り返す方法. ダイヤモンド社.

名古屋消費者信用問題研究会 (2014): Q & A 過払金返還請求の手引 [第5版] ——サラ金からの簡易・迅速な回収をめざして——. 民事法研究会.

名古屋消費者信用問題研究会(2017):過払金返還請求・全論点網羅2017. 民事法研究会.

中村好一・伊藤 剛・千原 泉・定金敦子・小谷和彦・青山泰子・上原里程 (2010): 栃木県における自殺の 実態: 2007年、2008年の警察データの解析 日本公衆衛生雑誌、57 (9)、807-815.

日本弁護士連合会(2018): 2018年版 弁護士白書. 日本弁護士連合会, 116-118.

日本財団いのち支える自殺対策プロジェクト (2016):日本財団自殺意識調査2016報告書 全国編. 日本財団. 野口雅人 (2014):過払請求の光と影――多重債務問題解決への貢献と若干の反省. 江藤价泰 (監修):新・司 法書士始末記. 日本評論社, 102-112.

ノンバンク問題研究会(2014):多重債務対策は本当に効果を発揮しているのか 月刊消費者信用, 32(4), 58-63.

小川勝久(2007): 多重債務者の任意整理と過払金請求. 日本評論社.

大谷和海(2010): 高等学校におけるパーソナルファイナンス教育に関する一考察. パーソナルファイナンス 学会年報, 10, 128-138.

白川勝彦(2012):金儲け弁護士の自己破産ビジネス. 幻冬舎.

宇都宮健児・原 早苗 (2013): 多重債務に陥らないために! ~改正貸金業法のあらまし~. 知るぽると:金融広報中央委員会.

山岸憲司 (2012): 改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明. 日本弁護士連合会.

山本クルミ (2009): ひとりで! クレジット業者と一度も会わずに!! できた! わたしの「過払い金」 回収日記. ダイヤモンド社.

Abstract

A case of claims for reimbursement of overpayment against money lenders undertaken without a lawyer in which the malicious beneficiary and the partner ATM fees were at issue

Yoshitaka Sada

This study summarizes the process of claims for reimbursement of overpayment (usury) against money lenders undertaken without a lawyer, based on the experiences of the "legal representative" of a heir at law who inherited multiple debts. In this case, a pro se lawsuit was conducted in which the "malicious beneficiary (mala fide person)" and the "partner ATM fees (service charges)" were at issue.

The importance of personal financial education at school (especially revolving credit agreement) was also discussed.

Key words: overpayment refund request (restitution), multiple debts, personal litigation (pro se lawsuit), malicious beneficiary (person enriched in bad faith, mala fide person).